

各指定居宅サービス事業所
各指定介護予防サービス事業所
各介護保険施設 } 開設者 様

和歌山県 福祉保健部 福祉保健政策局
長寿社会課 介護サービス指導室長
(公 印 省 略)

令和元年10月介護報酬改定に伴う運営規程の変更等について（通知）

令和元年10月1日からの介護報酬改定に伴い、介護保険サービスの利用料等が変更されることから、各サービス事業所等において、運営規程等の変更を要することが想定されます。各サービス事業所等におかれましては、下記事項に留意の上、適切な対応をお願いします。なお、本通知は、法人に対し1部のみ送付しておりますので、傘下のサービス事業所等（和歌山市内の事業所等及び地域密着型サービス事業所は除く。）には貴職から通知願います。

記

1 運営規程について

(1) 利用者負担額の記載が「利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額」又は「1割、2割又は3割」など、具体的な金額又は介護報酬単位数でない場合

- ・ 運営規程を変更する必要がありません。

(2) 利用者負担額の記載が具体的な金額又は介護報酬単位数である場合

- ・ 運営規程を10月1日付けで変更する必要があります。
- ・ この件に関してのみの運営規程の変更であれば変更届出書の提出は不要とします。
- ・ 別途変更届出書を提出する際に、併せて届け出てください。
- ・ この場合の変更届出書には、この件に係る変更年月日と本来の変更に係る変更年月日の両方を記載してください。例えば、変更届出書中「変更の内容」の「(変更後)」欄に「介護報酬改定に伴う運営規程の変更年月日は令和元年10月1日」と記載するなど、適宜対応願います。

※ 保健医療機関又は保険薬局が「みなし指定」により行っている（介護予防）居宅療養管理指導、（介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーション及び（介護予防）短期入所療養介護については、変更届出書の提出は不要です。

2 重要事項説明書について

- ・ 利用者負担額の記載について、利用者の負担割合に応じた額を記載する等、各利用者の負担額が明確にわかるようにしてください。
- ・ 重要事項説明書は、内容の変更を行う場合、改めて説明を行い、同意を得ることが適切と考えられます。しかしながら、変更内容が令和元年10月介護報酬改定に係る事項のみの場合は、事業者の事務負担の軽減の観点から、次の方法も可能とします。

【対応の例】

利用者負担額の改正がわかる書面を配布する等を行った上で、利用者又はその家族へ説明し、理解を得る。その場合、利用者負担額の改正に同意した旨の署名・捺印は必ずしも要しないが、説明を行った日時・方法・対象者を明確に記録し残しておくこと。

3. その他

- ・ 令和元年10月1日からの介護報酬改定の内容については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する件」の公布について（平成31年4月1日付け長第04010004号）で通知しています。

※「きのくに介護deネット」のトップページにも掲載しています。

(<https://wave.pref.wakayama.lg.jp/kaigodenet/index.html>)

担当：長寿社会課 介護サービス指導室

TEL：073-441-2527

FAX：073-441-2523